



農

農地中間管理事業をご利用ください

谷和原庁舎産業経済課 ☎58・2111 (内線3103)

農地の有効利用や効率化を進めています

農地中間管理事業とは、茨城県農林振興公社（機構）が、農地を借り受けて、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとす
る担い手に貸し付けることによ
って、農地の有効利用や地域
の農地利用の効率化を進めてい
くものです。

手続きの流れ

●農地を貸したい場合

（規模縮小・経営転換・農地相
続でお困りの方）

①貸付希望の申出

貸付希望の方は、産業経済課
窓口までご相談の上「貸付希
望申出書」を提出してください。

②農地状況の確認

農地の現状・面積・権利関係・
希望賃借料などについての確
認を行います。

③借受手続

借り受けが可能となった場合、
機構が借り受けるための手続

きを行います。

④賃借権などの設定

機構と中間管理権（借受）が
設定されます。

●農地を借りたい場合

（規模拡大・新規参入したい方）

①借受希望申込

借受希望の方は、産業経済課
窓口までご相談の上「借受希
望申込書」を提出してください。

②借受希望者の公表

借受希望された方の氏名・借
受希望内容を、機構のホーム
ページで公表します。

③農地のマッチング



農

多面的機能支払交付金事業に取り組みませんか

谷和原庁舎産業経済課 ☎58・2111 (内線3104)

多面的機能支払交付金事業
は、農業・農村の有する多面的
機能の維持・発揮を図るための
地域の共同活動に係る支援を行
い、地域資源の適切な保全管理
を推進しています。
具体的には、農業者や地域住民
により設立された活動組織が取り

貸付期間や賃料などの諸条件
について調整の上、借受希望
内容に適合する農地の貸付に
向けたマッチングを行います。

④賃借権などの設定

担い手に賃借権が設定され
ます。

●借受農地の基準

- ・市街化区域外の農地
- ・再生作業が困難な遊休農地で
はない農地

・農用地利用の効率化、高度化
の促進につながる農地

※機構の借受期間は原則として
10年以上となります。

●農地中間管理事業を利用する メリット

機構に農地を10年以上貸し付

けた場合には、次のような支援
に該当する場合があります。

①地域集積協力金

②経営転換協力金

※右記の協力金については、農
地中間管理事業のお問い合わせ
時や手続きの際に詳しく説明い
たします。

【重要】9月1日までの申請が
対象です！

農地中間管理事業のメリット
措置は、令和2年10月の農業委
員会総会で農用地利用集積計画
が決定されたものが最終対象に
なりますので、令和2年9月1
日(火)が申請期限になります。



農

農業用暗渠排水設置に補助金があります

谷和原庁舎産業経済課 ☎58・2111 (内線3104)

今年度から、補助対象者の要

件および申請方法などが変更に
なりましたので、申請の際はご
注意ください。

▼要件①②③の要件すべてを 満たす方

- ①市内に住所があり、農業用暗
渠排水を施工しようとする農
地の所有権または耕作権を有
すること
- ②市内の農地であること
- ③施工業者などに工事を委託し、
年度内に農業用暗渠排水設置
工事を竣工すること

▼補助対象経費②農業用暗渠排 水設置工事に用いたパイプ類

および水こうの資材費のみ
※そのほかの資材購入費や委託
費などは補助対象外

▼補助金額②次のいずれか低い

額（上限6万円）
①資材費から消費税を除いた額
の2分の1

②施工距離（メートル）× 150円

▼申請方法②申請書類一式は産
業経済課に備え付けてありま
す。必要書類を添えてご申請
ください。なお、来庁するこ
とが難しい方には郵送するこ
ともできますので、ご連絡く
ださい。

※事後の申請は受け付けられま
せん。必ず施工前(資材購入前)
に申請してください。

▼申請受付②9月7日(月)から
※補助金は予算の範囲内での交
付となります。申請額が予算額
に達した段階で受け付けを終了
します。